議案第３６号

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和８年２月２５日提出

伊丹市長　中　田　　慎　也

理　由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第４２０号）の施行に伴い，介護保険の保険料率の区分の判定に係る特例を定めるほか，所要の改正を行うため。

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市介護保険条例（平成１２年伊丹市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項ただし書中「市長が定める期日までに提出することができる」を「この限りでない」に改める。

付則第１０条を付則第１２条とし，付則第９条の次に次の２条を加える。

（令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第１０条　第１号被保険者（令和８年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き，同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第２９４条第３項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第１項において同じ。）のうち，令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第２８条第１項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第５条（第６号ア，第７号ア，第８号ア，第９号ア，第１０号ア，第１１号ア，第１２号ア，第１３号ア，第１４号ア，第１５号ア，第１６号ア，第１７号ア及び第１８号に係る部分に限る。）の規定の適用については，同条第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項，第３４条第１項，第３４条の２第１項，第３４条の３第１項，第３５条第１項，第３５条の２第１項，第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定す

る特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が０を下回る場合には，０とする。以下同じ。）」とあるのは，「合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい，当該合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には，当該給与所得の金額については，同条第２項の規定によって計算した金額に令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額を加えた額によるものとし，租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が０を下回る場合には，０とする。以下同じ。）」とする。

２　第１号被保険者のうち，令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第５条（第６号ア，第７号ア，第８号ア，第９号ア，第１０号ア，第１１号ア，第１２号ア，第１３号ア，第１４号ア，第１５号ア，第１６号ア，第１７号ア及び第１８号に係る部分に限る。）の規定の適用については，同条第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項，第３４条第１項，第３４条の２第１項，第３４条の３第１項，第３５条第１項，第３５条の２第１項，第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が０を下回る場合には，０とする。以下同じ。）」とあるのは，「合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい，当該合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には，当該給与所得の金額については，

同条第２項の規定によって計算した金額に１０万円を加えた額によるものとし，租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が０を下回る場合には，０とする。以下同じ。）」とする。

３　第１号被保険者のうち，令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が１６１万９，０００円以上１９０万円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第５条（第６号ア，第７号ア，第８号ア，第９号ア，第１０号ア，第１１号ア，第１２号ア，第１３号ア，第１４号ア，第１５号ア，第１６号ア，第１７号ア及び第１８号に係る部分に限る。）の規定の適用については，同条第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項，第３４条第１項，第３４条の２第１項，第３４条の３第１項，第３５条第１項，第３５条の２第１項，第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除を控除して得た額とし，当該合計所得金額が０を下回る場合には，０とする。以下同じ。）」とあるのは，「合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい，当該合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には，当該給与所得の金額については，同条第２項の規定によって計算した金額に６５万円から令和７年給与所得控除額（令和７年中の所得税法第２８条第１項に規定する給与等の収入額から，当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５の給与等の金額として，同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して

得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし，租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が０を下回る場合には，０とする。以下同じ。）」とする。

（令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第１１条　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第５条の規定の適用については，当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに，第１号に掲げる者に該当し，かつ，第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは，当該該当する者は，同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

⑴　令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和８年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって，令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第２９４条第３項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

⑵　地方税法第２９５条第１項第２号に掲げる者に該当し，かつ，令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって，次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満であり，かつ，１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が，同年中の給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満であり，かつ，１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が１０万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１６１万９，０００円以上１９０万円未満であり，かつ，１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が，６５万円から，同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５（以下「別表第５」という。）の給与等の金額として，別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

⑶　地方税法第２９５条第１項各号に掲げる者に該当せず，かつ，令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって，次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満であり，かつ，３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には，当該金額に２１万円を加算した金額）から同年の合計所得金額を控除して得た額（以下「非課税判定金額」という。）が，同年中の給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満であり，かつ，非課税判定金額が１０万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１６１万９，０００円以上１９０万円未満であり，かつ，非課税判定金額が，６５万円から，同年中の給与等の収入額から当該給与等の収入金額を別表第５の給与等の金額として，別表第５により当該金額

に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

２　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第５条の規定の適用については，当該第１号被保険者が前項第１号に掲げる者に該当し，かつ，同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当するときは，当該第１号被保険者は，同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。